

広島県告示第四百七十号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

本文中「〇・八七五六二八二二三一九五四」を「〇・八七二七二六七七二五四九九」に改める。